ACSES ニュースレター_２２７０号（2022 年 2 月 26 日）

発行：NPO 法人教育研究機関化学物質管理ネットワーク（ACSES）事務局

―目次（33 頁）―

□ 労働安全衛生法施行令、労働安全衛生規則及び特定化学物質障害予防規則の一部改正
◇労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（政令第 51 号）〈官報〉
◇労働安全衛生規則及び特定化学物質障害予防規則の一部を改正する省令（厚生労働省令第 25 号）〈官報〉

黄楊（ツゲ）

****

□ 労働安全衛生法施行令、労働安全衛生規則及び特定化学物質障害予防規則の一部改正

◇労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（政令第 51 号）

［官報］　令和4年2月24日　号外　第38号　3～9頁
https://kanpou.npb.go.jp/20220224/20220224g00038/20220224g000380003f.html

あらまし

◇労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（政令第 51 号）（厚生労働省）

１ 注文者の講ずべき請負人の労働者の労働災害を防止するために必要な措置の対象となる設備を、化学設備及びその附属設備のほか、労働安全衛生法第五七条の二第一項に規定する通知対象物を製造し、又は取り扱う設備（移動式以外のものに限る。）及びその附属設備とすることとした。（第九条の三関係）

２ 職長等に対して安全又は衛生のための教育を行うべき業種として、食料品製造業（うま味調味料製造業及び動植物油脂製造業を除く。）並びに新聞業、出版業、製本業及び印刷物加工業を追加することとした。（第一九条関係）

３ 譲渡又は提供時にその名称等を表示し、又は通知しなければならない物として、別表第九にアクリル酸二 -（ジメチルアミノ）エチル、アザチオプリン、アセタゾラミド（別名　アセタゾールアミド）等の物質を追加することとした。（別表第九関係）

４ この政令の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。（附則第二項及び第三項関係）

５ この政令は、一部の規定を除き、令和五年四月一日から施行することとした。

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　　御　璽

令和４年２月 24 日　　内閣総理大臣　　岸田　文雄

政令第 51 号

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令

内閣は、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第三十一条の二、第五十七条第一項、第五十七条の二第一項、第六十条及び第百十三条の規定に基づき、この政令を制定する。

労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）の一部を次のように改正する。

第九条の三第二号を次のように改める。

二　前号に掲げるもののほか、法第五十七条の二第一項に規定する通知対象物を製造し、又は取り扱う設備（移

動式以外のものに限る。）及びその附属設備

第十五条第一項第三号中「シヤー」を「シャー」に改め、同項第十号中「特定化学設備」の下に「(別表第三第二号に掲げる第二類物質のうち厚生労働省令で定めるもの又は同表第三号に掲げる第三類物質を製造し、又は取り扱う設備で、移動式以外のものをいう。)」を加える。

第十九条第二号イを次のように改める。

イ　たばこ製造業

第十九条第二号ニ中「セロフアン」を「セロファン」に改め、同号ホを削る。

別表第三中「第九条の三」を「第十五条」に改める。

別表第九第三号の次に次の一号を加える。

三の二　アクリル酸２‐（ジメチルアミノ）エチル

別表第九第八号の次に次の一号を加える。

八の二　アザチオプリン

別表第九中第十一号の四を第十一号の五とし、第十一号の三の次に次の一号を加える。

十一の四　アセタゾラミド（別名　アセタゾールアミド）

別表第九第十八号の次に次の一号を加える。

十八の二　アセトンチオセミカルバゾン

別表第九第十九号の次に次の二号を加える。

十九の二　アニリンとホルムアルデヒドの重縮合物

十九の三　アフラトキシン

別表第九第二十一号の次に次の三号を加える。

二十一の二　２‐アミノエタンチオール（別名　システアミン）

二十一の三　Ｎ‐（２‐アミノエチル）‐２‐アミノエタノール

二十一の四　３‐アミノ‐Ｎ‐エチルカルバゾール

別表第九第二十四号の次に次の二号を加える。

二十四の二　（Ｓ）‐２‐アミノ‐３‐[４‐[ビス（２‐クロロエチル）アミノ]フェニル]プロパン酸（別名　メルファラン）

二十四の三　２‐アミノ‐４‐[ヒドロキシ（メチル）ホスホリル]ブタン酸及びそのアンモニウム塩

別表第九第二十五号の次に次の二号を加える。

二十五の二　３‐アミノ‐１‐プロペン

二十五の三　４‐アミノ‐１‐ベータ‐Ｄ‐リボフラノシル‐１・３・５‐トリアジン‐２（１Ｈ）‐オン

別表第九第二十八号の次に次の一号を加える。

二十八の二　４‐アリル‐１・２‐ジメトキシベンゼン

別表第九第三十三号の次に次の一号を加える。

三十三の二十七　アルファ‐アセチルオキシ‐６‐クロロ‐プレグナ‐４・６‐ジエン‐３・20‐ジオン

別表第九第三十八号の次に次の一号を加える。

三十八の二　アントラセン

別表第九第四十号の次に次の一号を加える。

四十の二　イソシアン酸３・４‐ジクロロフェニル

別表第九第四十二号の次に次の一号を加える。

四十二の二　４・４’‐イソプロピリデンジフェノール（別名　ビスフェノールＡ）

別表第九第五十五号の次に次の一号を加える。

五十五の二　イブプロフェン

別表第九第五十九号の次に次の一号を加える。

五十九の二　ウラン

別表第九第六十四号の次に次の一号を加える。

六十四の二　Ｏ‐エチル‐Ｏ‐（２‐イソプロポキシカルボニルフェニル）‐Ｎ‐イソプロピルチオホスホル

アミド（別名イソフェンホス）
別表第九第六十五号の次に次の一号を加える。
六十五の二　Ｏ－エチル＝Ｓ・Ｓ－ジプロピル＝ホスホロジチオアート（別名エトプロホス）
別表第九第六十六号の次に次の一号を加える。
六十六の二　Ｎ－エチル－Ｎ－ニトロソ尿素
別表第九第六十七号の次に次の一号を加える。
六十七の二　１－エチルピロリジン－２－オン
別表第九第六十八号の次に次の二号を加える。
六十八の二　５－エチル－５－フェニルバルビツル酸（別名フェノバルビタール）
六十八の三　Ｓ－エチル＝ヘキサヒドロ－１Ｈ－アゼピン－１－カルボチオアート（別名モリネート）
別表第九第七十号の次に次の一号を加える。
七十の二　（３Ｓ・４Ｒ）－３－エチル－４－[（１－メチル－１Ｈ－イミダゾール－５－イル）メチル]オキソラン－２－オン（別名ピロカルピン）
別表第九第七十一号の次に次の一号を加える。
七十一の二　Ｏ－エチル＝Ｓ－１－メチルプロピル＝（２－オキソ－３－チアゾリジニル）ホスホノチオアート（別名ホスチアゼート）
別表第九第七十五号の次に次の一号を加える。
七十五の二　エチレングリコールジエチルエーテル（別名１・２－ジエトキシエタン）
別表第九第八十三号の次に次の一号を加える。
八十三の二　Ｎ・Ｎ’－エチレンビス（ジチオカルバミン酸）マンガン（別名マンネブ）
別表第九第八十七号の次に次の一号を加える。
八十七の二　エフェドリン
別表第九第九十四号の次に次の一号を加える。
九十四の二　塩化アクリロイル
別表第九第百三号の次に次の一号を加える。
百三の二　塩基性フタル酸鉛
別表第九第百十号の次に次の一号を加える。
百十の二　１・１’－オキシビス（２・３・４・５・６－ペンタブロモベンゼン）（別名デカブロモジフェニルエーテル）
別表第九第百十一号の次に次の二号を加える。
百十一の二　オキシラン－２－カルボキサミド
百十一の三　オクタクロルテトラヒドロメタノフタラン
別表第九第百十四号の次に次の二号を加える。
百十四の二　オクタブロモジフェニルエーテル
百十四の三　オクタメチルピロホスホルアミド（別名シュラーダン）
別表第九第百十五号の次に次の一号を加える。
百十五の二　オクチルアミン（別名モノオクチルアミン）
別表第九第百二十五号の次に次の一号を加える。
百二十五の二　過酢酸
別表第九第百三十六号の次に次の一号を加える。
百三十六の二　キノリン及びその塩酸塩
別表第九第百四十六号の次に次の一号を加える。
百四十六の二　２－クロロエタンスルホニル＝クロリド
別表第九第百四十七号の次に次の四号を加える。
百四十七の二　Ｎ－（２－クロロエチル）－Ｎ’－シクロヘキシル－Ｎ－ニトロソ尿素
百四十七の三　Ｎ－（２－クロロエチル）－Ｎ－ニトロソ－Ｎ’－[（２Ｒ・３Ｒ・４Ｓ・５Ｒ）－３・

４・５・６－テトラヒドロキシ－１－オキソヘキサン－２－イル]尿素
百四十七の四　Ｎ－（２－クロロエチル）－ Ｎ’－（４－メチルシクロヘキシル）－Ｎ－ニトロソ尿素
百四十七の五　２－クロロ－Ｎ－（エトキシメチル）－Ｎ－（２－エチル－６－メチルフェニル）アセトアミド
別表第九中第百四十八号の二を第百四十八号の四とし、第百四十八号の次に次の二号を加える。
百四十八の二　クロロぎ酸エチル（別名　クロロ炭酸エチル）
百四十八の三　２－クロロ－Ｎ－（２－クロロ－５－トリフルオロメチル－２－ピリジル）－アルファ・アルファ・アルファ－トリフルオロ－２・６－ジニトロ－パラ－トルイジン（別名　フルアジナム）
別表第九第百四十九号の次に次の一号を加える。
百四十九の二　クロロ炭酸フェニルエステル
別表第九第百五十号の次に次の二号を加える。
百五十の二　１－クロロ－４－（トリクロロメチル）ベンゼン
百五十の三　クロロトリフルオロエタン（別名　ＨＣＦＣ－１３３）
別表第九第百五十二号の次に次の一号を加える。
百五十二の二　２－クロロニトロベンゼン
別表第九第百五十三号の次に次の二号を加える。
百五十三の二　３－（６－クロロピリジン－３－イルメチル）－１・３－チアゾリジン－２－イリデンシアナミド（別名　チアクロプリド）
百五十三の三　４－[４－（４－クロロフェニル）－４－ヒドロキシピペリジン－１－イル]－１－（４－フルオロフェニル）ブタン－１－オン（別名　ハロペリドール）
別表第九第百五十五号の三の次に次の一号を加える。
百五十五の四　３－クロロ－１・２－プロパンジオール
別表第九第百六十二号の二の次に次の一号を加える。
百六十二の三　１－クロロ－２－メチル－１－プロペン（別名　１－クロロイソブチレン）
別表第九第百七十五号の次に次の一号を加える。
百七十五の二　コレカルシフェロール（別名　ビタミンＤ３）
別表第九第百八十四号の次に次の一号を加える。
百八十四の二　酢酸マンガン（Ⅱ）
別表第九第百八十六号の次に次の一号を加える。
百八十六の二　三塩化ほう素
別表第九第二百一号の次に次の一号を加える。
二百一の二　ジアセトキシプロペン
別表第九第二百十六号の次に次の二号を加える。
二百十六の二　（ＳＰ－４－２）－ジアンミンジクロリド白金（別名　シスプラチン）
二百十六の三　ジイソブチルアミン
別表第九第二百十七号の次に次の一号を加える。
二百十七の二　２・３：４・５－ジ－Ｏ－イソプロピリデン－１－Ｏ－スルファモイル－ベータ－Ｄ－フルクトピラノース
別表第九第二百十八号の次に次の一号を加える。
二百十八の二　ジイソプロピル－Ｓ－（エチルスルフィニルメチル）－ジチオホスフェイト
別表第九第二百十九号の次に次の一号を加える。
二百十九の二　Ｎ・Ｎ－ジエチル亜硝酸アミド
別表第九第二百二十一号の次に次の一号を加える。
二百二十一の二　ジエチル－４－クロルフェニルメルカプトメチルジチオホスフェイト
別表第九第二百二十二号の次に次の三号を加える。
二百二十二の二　ジエチル－１－（２’・４’－ジクロルフェニル）－２－クロルビニルホスフェイト

二百二十二の三　ジエチル‐（１・３‐ジチオシクロペンチリデン）‐チオホスホルアミド
二百二十二の四　ジエチルスチルベストロール（別名スチルベストロール）
別表第九中第二百二十四号の三を第二百二十四号の四とし、第二百二十四号の二の次に次の一号を加える。
二百二十四の三　ジエチルホスホロクロリドチオネート
別表第九第二百二十五号の前に次の一号を加える。
二百二十四の五　ジエチレングリコールモノメチルエーテル（別名メチルカルビトール）
別表第九第二百二十九号の次に次の二号を加える。
二百二十九の二　２‐（１・３‐ジオキソラン‐２‐イル）‐フェニル‐Ｎ‐メチルカルバメート
二百二十九の三シクロスポリン
別表第九第二百三十二号の次に次の一号を加える。
二百三十二の二　シクロヘキシミド
別表第九第二百三十八号の次に次の二号を加える。
二百三十八の二　シクロホスファミド及びその一水和物
二百三十八の三　２・４‐ジクロルフェニル４’‐ニトロフェニルエーテル（別名ＮＩＰ）
別表第九第二百四十号の次に次の二号を加える。
二百四十の二　４・４’‐（２・２‐ジクロロエタン‐１・１‐ジイル）ジ（クロロベンゼン）
二百四十の三　ジクロロエチルホルマール
別表第九中第二百四十一号の二を第二百四十一号の三とし、第二百四十一号の次に次の一号を加える。
二百四十一の二　４・４’‐（３・３‐ジクロロエテン‐１・１‐ジイル）ジ（クロロベンゼン）
別表第九第二百四十八号の次に次の三号を加える。
二百四十八の二　１・４‐ジクロロ‐２‐ニトロベンゼン
二百四十八の三　２・４‐ジクロロ‐１‐ニトロベンゼン
二百四十八の四　２・２‐ジクロロ‐Ｎ‐［２‐ヒドロキシ‐１‐（ヒドロキシメチル）‐２‐（４‐ニトロフェニル）エチル］アセトアミド（別名クロラムフェニコール）
別表第九第二百四十九号の次に次の二号を加える。
二百四十九の二　（ＲＳ）‐３‐（３・５‐ジクロロフェニル）‐５‐メチル‐５‐ビニル‐１・３‐オキサゾリジン‐２・４‐ジオン（別名ビンクロゾリン）
二百四十九の三　３‐（３・４‐ジクロロフェニル）‐１‐メトキシ‐１‐メチル尿素（別名リニュロン）
別表第九第二百五十一号の次に次の一号を加える。
二百五十一の二　（ＲＳ）‐２‐（２・４‐ジクロロフェノキシ）プロピオン酸（別名ジクロルプロップ）
別表第九第二百五十八号の次に次の一号を加える。
二百五十八の二　ジシアノメタン（別名マロノニトリル）
別表第九第二百六十八号の次に次の一号を加える。
二百六十八の二　ジナトリウム＝４‐アミノ‐３‐［４’‐（２・４‐ジアミノフェニルアゾ）‐１・１’‐ビフェニル‐４‐イルアゾ］‐５‐ヒドロキシ‐６‐フェニルアゾ‐２・７‐ナフタレンジスルホナート（別名ＣＩダイレクトブラック３８）
別表第九第二百七十二号の次に次の二号を加える。
二百七十二の二　２・６‐ジニトロトルエン
二百七十二の三　２・４‐ジニトロフェノール
別表第九第二百七十三号の次に次の一号を加える。
二百七十三の二　２・４‐ジニトロ‐６‐（１‐メチルプロピル）‐フェノール
別表第九第二百七十五号の次に次の一号を加える。
二百七十五の二　ジビニルスルホン（別名ビニルスルホン）
別表第九第二百七十六号の次に次の一号を加える。
二百七十六の二　２‐ジフェニルアセチル‐１・３‐インダンジオン
別表第九第二百七十七号の次に次の一号を加える。

二百七十七の二　５・５‐ジフェニル‐２・４‐イミダゾリジンジオン

別表第九第二百七十八号の次に次の一号を加える。

二百七十八の二　ジプロピル‐４‐メチルチオフェニルホスフェイト

別表第九第二百八十一号の次に次の二号を加える。

二百八十一の二　ジベンゾ[ａ・ｊ]アクリジン

二百八十一の三　ジベンゾ[ａ・ｈ]アントラセン（別名１・２：５・６‐ジベンゾアントラセン）

別表第九第二百八十六号の次に次の一号を加える。

二百八十六の二　（４‐[[４‐（ジメチルアミノ）フェニル]（フェニル）メチリデン]シクロヘキサ‐２・５‐ジエン‐１‐イリデン）（ジメチル）アンモニウム＝クロリド（別名マラカイトグリーン塩酸塩）

別表第九第二百八十七号の次に次の一号を加える。

二百八十七の二　Ｎ・Ｎ‐ジメチルエチルアミン

別表第九第二百九十号の次に次の一号を加える。

二百九十の二　３・７‐ジメチルキサンチン（別名テオブロミン）

別表第九中第二百九十二号の二を第二百九十二号の四とし、第二百九十二号の次に次の二号を加える。

二百九十二の二　Ｎ・Ｎ‐ジメチルチオカルバミン酸Ｓ‐４‐フェノキシブチル（別名フェノチオカルブ）

二百九十二の三　Ｏ・Ｏ‐ジメチル‐チオホスホリル＝クロリド

別表第九第二百九十六号を次のように改める。

二百九十六　１・１’‐ジメチル‐４・４’‐ビピリジニウム塩

別表第九中第二百九十七号を削り、第二百九十八号を第二百九十七号とし、第二百九十九号を第二百九十八号とし、同号の次に次の二号を加える。

二百九十九　（１Ｒ・３Ｒ）‐２・２‐ジメチル‐３‐（２‐メチル‐１‐プロペニル）シクロプロパンカルボン酸（５‐フェニルメチル‐３‐フラニル）メチル

二百九十九の二　１・２‐ジメトキシエタン

別表第九第三百四号の次に次の一号を加える。

三百四の二　十三酸化八ほう素二ナトリウム四水和物

第九中第三百十二号を削り、第三百十一号を第三百十二号とし、第三百十号を第三百十一号とし、第三百九号の次に次の一号を加える。

三百十　硝酸リチウム

別表第九第三百三十二号の次に次の一号を加える。

三百三十二の二　Ｌ‐セリル‐Ｌ‐バリル‐Ｌ‐セリル‐Ｌ‐グルタミル‐Ｌ‐イソロイシル‐Ｌ‐グルタミニル‐Ｌ‐ロイシル‐Ｌ‐メチオニル‐Ｌ‐ヒスチジル‐Ｌ‐アスパラギニル‐Ｌ‐ロイシルグリシル‐Ｌ‐リシル‐Ｌ‐ヒスチジル‐Ｌ‐ロイシル‐Ｌ‐アスパラギニル‐Ｌ‐セリル‐Ｌ‐メチオニル‐Ｌ‐グルタミル‐Ｌ‐アルギニル‐Ｌ‐バリル‐Ｌ‐グルタミル‐Ｌ‐トリプトフィル‐Ｌ‐ロイシル‐Ｌ‐アルギニル‐Ｌ‐リシル‐Ｌ‐リシル‐Ｌ‐ロイシル‐Ｌ‐グルタミニル‐Ｌ‐アスパルチル‐Ｌ‐バリル‐Ｌ‐ヒスチジル‐Ｌ‐アスパラギニル‐Ｌ‐フェニルアラニン（別名テリパラチド）

別表第九第三百三十三号の次に次の一号を加える。

三百三十三の二　ダイオキシン類（別表第三第一号３に掲げる物に該当するものを除く。）

別表第九第三百三十四号の次に次の一号を加える。

三百三十四の二　３‐（４‐ターシャリ‐ブチルフェニル）‐２‐メチルプロパナール

別表第九第三百三十七号の次に次の一号を加える。

三百三十七の二　炭酸リチウム

別表第九第三百三十八号の次に次の二号を加える。

三百三十八の二　２‐（１・３‐チアゾール‐４‐イル）‐１Ｈ‐ベンゾイミダゾール

三百三十八の三　２‐チオキソ‐３・５‐ジメチルテトラヒドロ‐２Ｈ‐１・３・５‐チアジアジン（別名ダゾメット）

別表第九第三百四十六号の次に次の一号を加える。

三百四十六の二　チオりん酸Ｏ・Ｏ－ジエチル－Ｏ－（２－ピラジニル）（別名チオナジン）
別表第九第三百五十一号の次に次の一号を加える。
三百五十一の二　デキストラン鉄
別表第九中第三百六十二号を削り、第三百六十三号を第三百六十二号とし、同号の次に次の一号を加える。
三百六十三　１・２・３・４－テトラクロロベンゼン
別表第九第三百六十八号の次に次の一号を加える。
三百六十八の二　２・３・５・６－テトラフルオロ－４－メチルベンジル＝（Ｚ）－３－（２－クロロ－３・３・３－トリフルオロ－１－プロペニル）－２・２－ジメチルシクロプロパンカルボキシラート（別名テフルトリン）
別表第九第三百七十二号の次に次の一号を加える。
三百七十二の二　テトラメチル尿素
別表第九第三百八十号の次に次の二号を加える。
三百八十の二　（１’Ｓ－トランス）－７－クロロ－２’・４・６－トリメトキシ－６’－メチルスピロ［ベンゾフラン－２（３Ｈ）・１’－シクロヘキサ－２’－エン］－３・４’－ジオン（別名グリセオフルビン）
三百八十の三　トリウム＝ビス（エタンジオアート）
別表第九第三百八十二号の次に次の二号を加える。
三百八十二の二　トリエチレンチオホスホルアミド（別名チオテパ）
三百八十二の三　トリクロロアセトアルデヒド（別名クロラール）
別表第九第三百八十三号の次に次の一号を加える。
三百八十三の二　２・２・２－トリクロロ－１・１－エタンジオール（別名抱水クロラール）
別表第九第三百八十九号の次に次の一号を加える。
三百八十九の二　トリクロロ（フェニル）シラン
別表第九第三百九十九号の次に次の一号を加える。
三百九十九の二　トリニトロレゾルシン鉛
別表第九第四百号の次に次の一号を加える。
四百の二　トリブチルアミン
別表第九第四百二号の次に次の一号を加える。
四百二の二　２・４・６－トリメチルアニリン（別名メシジン）
別表第九第四百三号の次に次の一号を加える。
四百三の二　１・３・７－トリメチルキサンチン（別名カフェイン）
別表第九第四百四号の次に次の二号を加える。
四百四の二　１・１・１－トリメチロールプロパントリアクリル酸エステル
四百四の三　５－［（３・４・５－トリメトキシフェニル）メチル］ピリミジン－２・４－ジアミン
別表第九第四百七号の次に次の一号を加える。
四百七の二　ナトリウム＝２－プロピルペンタノアート
別表第九第四百八号の次に次の一号を加える。
四百八の二　ナフタレン－１・４－ジオン
別表第九第四百十三号の次に次の一号を加える。
四百十三の二　二酢酸ジオキシドウラン（Ⅵ）及びその二水和物
別表第九第四百十六号の次に次の一号を加える。
四百十六の二　二硝酸ジオキシドウラン（Ⅵ）六水和物
別表第九第四百二十三号の次に次の一号を加える。
四百二十三の二　６－ニトロクリセン
別表第九第四百二十四号の次に次の一号を加える。
四百二十四の二　Ｎ－ニトロソフェニルヒドロキシルアミンアンモニウム塩
別表第九第四百二十六号の次に次の二号を加える。

四百二十六の二　１－ニトロピレン
四百二十六の三　１－（４－ニトロフェニル）－３－（３－ピリジルメチル）ウレア
別表第九第四百二十九号の次に次の一号を加える。
四百二十九の二　二ナトリウム＝エタン－１・２－ジイルジカルバモジチオアート
別表第九第四百三十六号の次に次の一号を加える。
四百三十六の二　発煙硫酸
別表第九第四百三十九号の次に次の一号を加える。
四百三十九の二　パラ－エトキシアセトアニリド（別名フェナセチン）
別表第九第四百四十号の次に次の二号を加える。
四百四十の二　パラ－クロロ－アルファ・アルファ・アルファ－トリフルオロトルエン
四百四十の三　パラ－クロロトルエン
別表第九第四百四十二号の次に次の一号を加える。
四百四十二の二　パラ－ターシャリ－ブチル安息香酸
別表第九第四百四十四号の次に次の一号を加える。
四百四十四の二　パラ－ニトロ安息香酸
別表第九第四百四十七号の次に次の一号を加える。
四百四十七の二　パラ－メトキシニトロベンゼン
別表第九第四百四十九号の次に次の一号を加える。
四百四十九の二　２・２’－ビオキシラン
別表第九第四百五十二号の次に次の一号を加える。
四百五十二の二　４－［４－［ビス（２－クロロエチル）アミノ］フェニル］ブタン酸
別表第九第四百五十四号の次に次の三号を加える。
四百五十四の二　Ｎ・Ｎ－ビス（２－クロロエチル）－２－ナフチルアミン
四百五十四の三　Ｎ・Ｎ’－ビス（２－クロロエチル）－Ｎ－ニトロソ尿素
四百五十四の四　ビス（２－クロロエチル）メチルアミン（別名ＨＮ二）
別表第九第四百五十五号の次に次の一号を加える。
四百五十五の二　ビス（３・４－ジクロロフェニル）ジアゼン
別表第九第四百五十七号の次に次の四号を加える。
四百五十七の二　２・２－ビス（４’－ハイドロキシ－３’・５’－ジブロモフェニル）プロパン
四百五十七の三　５・８－ビス［２－（２－ヒドロキシエチルアミノ）エチルアミノ］－１・４－アントラキノンジオール＝二塩酸塩
四百五十七の四　３・３－ビス（４－ヒドロキシフェニル）－１・３－ジヒドロイソベンゾフラン－１－オン（別名フェノールフタレイン）
四百五十七の五　Ｓ・Ｓ－ビス（１－メチルプロピル）＝Ｏ－エチル＝ホスホロジチオアート（別名カズサホス）
別表第九第四百五十九号及び第四百六十号を次のように改める。
四百五十九　ヒドラジン及びその一水和物
四百六十　ヒドラジンチオカルボヒドラジド
別表第九第四百六十号の次に次の六号を加える。
四百六十の二　２－ヒドロキシアセトニトリル
四百六十の三　３－ヒドロキシ－１・３・５（10）－エストラトリエン－17－オン（別名エストロン）
四百六十の四　８－ヒドロキシキノリン（別名八－キノリノール）
四百六十の五　（５Ｓ・５ａＲ・８ａＲ・９Ｒ）－９－（４－ヒドロキシ－３・５－ジメトキシフェニル）－８－オキソ－５・５ａ・６・８・８ａ・９－ヘキサヒドロフロ［３’・４’：６・７］ナフト［２・３－ｄ］［１・３］ジオキソール－５－イル＝４・６－Ｏ－［（Ｒ）－エチリデン］－ベータ－Ｄ－グルコピラノシド（別名エトポシド）

四百六十の六　（５Ｓ・５ａＲ・８ａＲ・９Ｒ）－９－（４－ヒドロキシ－３・５－ジメトキシフェニル）－８－オキソ－５・５ａ・６・８・８ａ・９－ヘキサヒドロフロ［３’・４’：６・７］ナフト［２・３－ｄ］［１・３］ジオキソール－５－イル＝４・６－Ｏ－［（Ｒ）－２－チエニルメチリデン］－ベータ－Ｄ－グルコピラノシド（別名テニポシド）

四百六十の七　Ｎ－（ヒドロキシメチル）アクリルアミド

別表第九中第四百六十四号の二を第四百六十四号の三とし、第四百六十四号の次に次の一号を加える。

四百六十四の二　４－ビニルピリジン

別表第九中第四百六十八号の二を第四百六十八号の四とし、第四百六十八号の次に次の二号を加える。

四百六十八の二　フィゾスチグミン（別名エセリン）

四百六十八の三　フェニルアセトニトリル（別名シアン化ベンジル）

別表第九第四百六十九号の次に次の一号を加える。

四百六十九の二　２－（フェニルパラクロルフェニルアセチル）－１・３－インダンジオン

別表第九第四百七十七号の次に次の一号を加える。

四百七十七の二　フタル酸ジイソブチル

別表第九第四百七十八号の次に次の一号を加える。

四百七十八の二　フタル酸ジシクロヘキシル

別表第九第四百七十九号の次に次の二号を加える。

四百七十九の二　フタル酸ジヘキシル

四百七十九の三　フタル酸ジペンチル

別表第九第四百八十号の次に次の一号を加える。

四百八十の二　フタル酸ノルマル－ブチル＝ベンジル

別表第九中第四百八十二号の二を第四百八十二号の三とし、第四百八十二号の次に次の一号を加える。

四百八十二の二　ブタン－１・４－ジイル＝ジメタンスルホナート

別表第九第四百八十三号の次に次の二号を加える。

四百八十三の二　ブチルイソシアネート

四百八十三の三　ブチルリチウム

別表第九第四百八十六号の次に次の一号を加える。

四百八十六の二　弗素エデン閃せん石

別表第九第四百八十八号の二の次に次の一号を加える。

四百八十八の三　５－フルオロウラシル

別表第九中第四百九十二号の二を第四百九十二号の三とし、第四百九十二号の次に次の一号を加える。

四百九十二の二　プロパンニトリル（別名プロピオノニトリル）

別表第九第四百九十四号の次に次の一号を加える。

四百九十四の二　２－プロピル吉草酸

別表第九第四百九十六号の次に次の一号を加える。

四百九十六の二　Ｎ・Ｎ’－プロピレンビス（ジチオカルバミン酸）と亜鉛の重合物（別名プロピネブ）

別表第九第四百九十七号の二の次に次の一号を加える。

四百九十七の三　ブロムアセトン

別表第九第五百号の次に次の一号を加える。

五百の二　ブロモジクロロ酢酸

別表第九第五百十六号の三の次に次の二号を加える。

五百十六の四　ヘキサブロモシクロドデカン

五百十六の五　ヘキサメチルパラローズアニリンクロリド（別名クリスタルバイオレット）

別表第九第五百二十四号を次のように改める。

五百二十四　１・４・５・６・７・８・８－ヘプタクロロ－２・３－エポキシ－２・３・３ａ・４・７・７ａ－ヘキサヒドロ－４・７－メタノ－１Ｈ－インデン（別名ヘプタクロルエポキシド）

別表第九中第五百三十号の二を第五百三十号の四とし、第五百三十号の次に次の二号を加える。
五百三十の二　ペルフルオロ（オクタン‐１‐スルホン酸）（別名ＰＦＯＳ）
五百三十の三　ペルフルオロノナン酸
別表第九第五百三十六号の次に次の一号を加える。
五百三十六の二　ペンタカルボニル鉄
別表第九第五百四十三号の次に次の一号を加える。
五百四十三の二　ほう酸アンモニウム
別表第九中第五百四十五号の二を第五百四十五号の三とし、第五百四十五号の次に次の一号を加える。
五百四十五の二　ポリ［グアニジン‐Ｎ・Ｎ’‐ジイルヘキサン‐１・６‐ジイルイミノ（イミノメチレン）］塩酸塩
別表第九第五百五十六号の次に次の四号を加える。
五百五十六の二　メタクリル酸２‐イソシアナトエチル
五百五十六の三　メタクリル酸２・３‐エポキシプロピル
五百五十六の四　メタクリル酸クロリド
五百五十六の五　メタクリル酸２‐（ジエチルアミノ）エチル
別表第九第五百六十号の次に次の三号を加える。
五百六十の二　メタバナジン酸アンモニウム
五百六十の三　メタンスルホニル＝クロリド
五百六十の四　メタンスルホニル＝フルオリド
別表第九第五百六十八号の次に次の一号を加える。
五百六十八の二　メチル＝イソチオシアネート
別表第九第五百六十九号の次に次の一号を加える。
五百六十九の二　メチルイソプロペニルケトン
別表第九第五百七十三号の次に次の二号を加える。
五百七十三の二　メチル＝カルボノクロリダート
五百七十三の三　メチル＝３‐クロロ‐５‐（４・６‐ジメトキシ‐２‐ピリミジニルカルバモイルスルファモイル）‐１‐メチルピラゾール‐４‐カルボキシラート（別名ハロスルフロンメチル）
別表第九第五百七十七号の次に次の一号を加える。
五百七十七の二　Ｎ‐メチルジチオカルバミン酸（別名カーバム）
別表第九第五百七十九号の次に次の一号を加える。
五百七十九の二　メチル‐Ｎ’・Ｎ’‐ジメチル‐Ｎ‐［（メチルカルバモイル）オキシ］‐１‐チオオキサムイミデート（別名オキサミル）
別表第九第五百八十四号の次に次の二号を加える。
五百八十四の二　Ｎ‐メチル‐Ｎ‐ニトロソ尿素
五百八十四の三　Ｎ‐メチル‐Ｎ’‐ニトロ‐Ｎ‐ニトロソグアニジン
別表第九中第五百八十八号の二を第五百八十八号の三とし、第五百八十八号の次に次の一号を加える。
五百八十八の二　３‐（１‐メチル‐２‐ピロリジニル）ピリジン硫酸塩（別名ニコチン硫酸塩）
別表第九第五百八十九号の次に次の一号を加える。
五百八十九の二　３‐メチル‐１‐（プロパン‐２‐イル）‐１Ｈ‐ピラゾール‐５‐イル＝ジメチルカルバマート
別表第九第五百九十号の次に次の一号を加える。
五百九十の二　メチル‐（４‐ブロム‐２・５‐ジクロルフェニル）‐チオノベンゼンホスホネイト
別表第九第五百九十一号の次に次の一号を加える。
五百九十一の二　メチル＝ベンゾイミダゾール‐２‐イルカルバマート（別名カルベンダジム）
別表第九第五百九十三号の次に次の三号を加える。
五百九十三の二　メチルホスホン酸ジクロリド

五百九十三の三　メチルホスホン酸ジメチル
五百九十三の四　Ｎ－メチルホルムアミド
別表第九第五百九十五号の次に次の二号を加える。
五百九十五の二　２－メチル－１－［４－（メチルチオ）フェニル］－２－モルホリノ－１－プロパノン
五百九十五の三　７－メチル－３－メチレン－１・６－オクタジエン
別表第九第五百九十八号の次に次の二号を加える。
五百九十八の二　４・４’－メチレンビス（Ｎ・Ｎ－ジメチルアニリン）
五百九十八の三　メチレンビスチオシアネート
別表第九第五百九十九号の次に次の五号を加える。
五百九十九の二　４・４’－メチレンビス（２－メチルシクロヘキサンアミン）
五百九十九の三　メトキシ酢酸
五百九十九の四　４－メトキシ－７Ｈ－フロ［３・２－ｇ］［１］ベンゾピラン－７－オン
五百九十九の五　９－メトキシ－７Ｈ－フロ［３・２－ｇ］［１］ベンゾピラン－７－オン
五百九十九の六　４－メトキシベンゼン－１・３－ジアミン硫酸塩
別表第九第六百二号の次に次の五号を加える。
六百二の二　６－メルカプトプリン
六百二の三　２－メルカプトベンゾチアゾール
六百二の四　モノフルオール酢酸
六百二の五　モノフルオール酢酸アミド
六百二の六　モノフルオール酢酸パラブロムアニリド
別表第九中第六百五号を削り、第六百六号を第六百五号とし、第六百七号を第六百六号とし、同号の次に次の六号を加える。
六百六の二　四ナトリウム＝６・６’－［（３・３’－ジメトキシ［１・１’－ビフェニル］－４・４’－ジイル）ビス（ジアゼニル）］ビス（４－アミノ－５－ヒドロキシナフタレン－１・３－ジスルホナート）
六百六の三　四ナトリウム＝６・６’－［（［１・１’－ビフェニル］－４・４’－ジイル）ビス（ジアゼニル）］ビス（４－アミノ－５－ヒドロキシナフタレン－２・７－ジスルホナート）
六百六の四　ラクトニトリル（別名アセトアルデヒドシアンヒドリン）
六百六の五　ラサロシド
六百六の六　リチウム＝ビス（トリフルオロメタンスルホン）イミド
六百七　硫化カリウム
別表第九第六百二十五号を次のように改める。
六百二十五　りん酸トリス（２－クロロエチル）
別表第九第六百二十六号の次に次の二号を加える。
六百二十六の二　りん酸トリス（ジメチルフェニル）
六百二十六の三　りん酸トリトリル
別表第九第六百二十八号の次に次の一号を加える。
六百二十八の二　りん酸トリメチル

附　則

（施行期日）

１　この政令は、令和五年四月一日から施行する。ただし、別表第九の改正規定は、令和六年四月一日から施行する。

（経過措置）

２　この政令による改正後の労働安全衛生法施行令（次項において「新令」という。）第九条の三第二号に掲げる設備（この政令による改正前の労働安全衛生法施行令（同項において「旧令」という。）第九条の三第二号に掲げる設備に該当するものを除く。）に係る労働安全衛生法第三十一条の二に規定する作業に係る仕事であって、この政令の施行の日前に当該仕事に係る請負契約が締結されたものについては、令和五年九月三十日までの間

は、同条の規定は、適用しない。

３　新令第十八条第一号及び第二号に掲げる物（旧令第十八条第一号及び第二号に掲げる物に該当するものを除く。）であって、附則第一項ただし書に規定する規定の施行の日において現に存するものについては、令和七年三月三十一日までの間は、労働安全衛生法第五十七条第一項の規定は、適用しない。

◇労働安全衛生規則及び特定化学物質障害予防規則の一部を改正する省令（厚生労働省令第 25 号）

［官報］　令和４年２月 24 日　号外　第 38 号　11～48 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20220224/20220224g00038/20220224g000380011f.html

○厚生労働省令第 25 号

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（令和四年政令第五十一号）の施行に伴い、並びに労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）第十五条第一項第十号、第十八条第二号及び第十八条の二第二号の規定に基づき、労働安全衛生規則及び特定化学物質障害予防規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和４年２月 24 日　　厚生労働大臣　　後藤　茂之

労働安全衛生規則及び特定化学物質障害予防規則の一部を改正する省令

（労働安全衛生規則の一部改正）

第一条　労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

<table>
<tr><th>改　正　後</th><th>改　正　前</th></tr>
<tr><td>（令第十五条第一項第十号の厚生労働省令で定める第二類物質）
第六百六十二条の二　令第十五条第一項第十号の厚生労働省令で定めるものは、特化則第二条第三号に規定する特定第二類物質とする。
別表第七（第八十五条、第八十六条関係）
<table>
<tr><th>機械等の種類</th><th>事項</th><th>図面等</th></tr>
<tr><td colspan="3">（略）</td></tr>
<tr><td>十七　令第十五条第一項第十号の特定化学設備（以下この項において「特定化学設備」という。）及びその附属設備</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td colspan="3">（略）</td></tr>
</table></td><td>（令第九条の三第二号の厚生労働省令で定める第二類物質）
第六百六十二条の二　令第九条の三第二号の厚生労働省令で定めるものは、特化則第二条第三号に規定する特定第二類物質とする。
別表第七（第八十五条、第八十六条関係）
<table>
<tr><th>機械等の種類</th><th>事項</th><th>図面等</th></tr>
<tr><td colspan="3">（略）</td></tr>
<tr><td>十七　令第九条の三第二号の特定化学設備（以下この項において「特定化学設備」という。）及びその附属設備</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td colspan="3">（略）</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

第二条　労働安全衛生規則の一部を次の表のように改正する。

―「改正後」と「改正前」が併記されているが、紙面の都合上、「改正後」のみ掲載した。＜ACSES 事務局＞―
（新設）：新設された物の名称の末尾に付記した。
（削る）：「（削る）」に続き、削除された「物」等の記載内容を付記した。

（傍線部分は改正部分）

別表第二（第三十条、第三十四条の二関係）

物	第三十条に規定する含有量（重量パーセント）	第三十四条の二に規定する含有量（重量パーセント）

（略）		
アクリル酸エチル	（略）	（略）
アクリル酸２－(ジメチルアミノ)エチル　（新設）	一パーセント未満	○・一パーセント未満
アクリル酸ノルマル－ブチル	（略）	
（略）		
アクロレイン	（略）	
アザチオプリン	○・一パーセント未満	○・一パーセント未満
アジ化ナトリウム	（略）	
（略）		
アスファルト	（略）	
アセタゾラミド（別名アセタゾールアミド）　（新設）	○・三パーセント未満	○・一パーセント未満
アセチルアセトン	（略）	
（略）		
アセトンシアノヒドリン	（略）	
アセトンチオセミカルバゾン　（新設）	一パーセント未満	一パーセント未満
アニリン	（略）	
アニリンとホルムアルデヒドの重縮合物　（新設）	○・一パーセント未満	○・一パーセント未満
アフラトキシン	○・一パーセント未満	○・一パーセント未満
アミド硫酸アンモニウム	（略）	
２－アミノエタノール	（略）	
２－アミノエタンチオール（別名システアミン）　（新設）	○・三パーセント未満	○・一パーセント未満
Ｎ－（２－アミノエチル）－２－ アミノエタノール　（新設）	○・二パーセント未満	○・一パーセント未満
３－アミノ－Ｎ－エチルカルバゾール	○・一パーセント未満	○・一パーセント未満
４－アミノ－６－ターシャリ－ブチル－３－メチルチオ－１・２・４－トリアジン－５（４Ｈ）－オン（別名メトリブジン）	（略）	
（略）		
４ －アミノ－３・５・６－トリクロロピリジン－２ －カルボン 酸（別名ピクロラム）	（略）	
（Ｓ）－２－アミノ－３－［４－［ビス（二－クロロエチル）アミノ］フェニル］プロパン酸（別名メルファラン）０・１パーセント未満　（新設）	○・一パーセント未満	○・一パーセント未満
２－アミノ－４－［ヒドロキシ（メチル）ホスホリル］ブタン酸及びそのアンモニウム塩　（新設）	○・三パーセント未満	○・一パーセント未満
２－アミノピリジン	（略）	
３－アミノ－１－プロペン	一パーセント未満	一パーセント未満
４－アミノ－１－ベータ－Ｄ－ リボフラノシル－１・３・５－ トリアジン－２（１Ｈ）－オン　（新設）	○・一パーセント未満	○・一パーセント未満
亜硫酸水素ナトリウム	（略）	
（略）		
１－アリルオキシ－２・３－エポキシプロパン	（略）	
４－アリル－１・２－ジメトキシベンゼン　（新設）	○・一パーセント未満	○・一パーセント未満

アリル水銀化合物	（略）	
（略）		
アルキル水銀化合物	（略）	
１７アルファ－アセチルオキシ－６－クロロ－プレグナ－４・６－ジエン－３・20－ジオン　（新設）	○・三パーセント未満	○・一パーセント未満
３－（アルファ－アセトニルベンジル）－４－ヒドロキシクマリン（別名ワルファリン）	（略）	
（略）		
アルミニウム水溶性塩	（略）	
アンチモン及びその化合物（三酸化ニアンチモンに限る。）　（新設）	○・一パーセント未満	○・一パーセント未満
アンチモン及びその化合物（三酸化ニアンチモンを除く。）	（略）	
アントラセン　（新設）	○・一パーセント未満	○・一パーセント未満
アンモニア	（略）	
（略）		
３－イソシアナトメチル－３・５・５－トリメチルシクロヘキシル＝イソシアネート	（略）	
イソシアン酸３・４－ジクロロフェニル　（新設）	一パーセント未満	一パーセント未満
イソシアン酸メチル		
イソプレン		
４・４－イスフロピリデンジフェノール（別名ビスフェノールＡ）　（新設）	○・三パーセント未満	○・一パーセント未満
Ｎ－イソプロピルアニリン	（略）	
（略）		
イプシロン－カプロラクタム	（略）	
イブプロフェン　（新設）	○・三パーセント未満	○・一パーセント未満
２－イミダゾリジンチオン	（略）	
（略）		
インデン	（略）	
ウラン	○・一パーセント未満	○・一パーセント未満
ウレタン	（略）	
（略）		
エチルアミン	（略）	
Ｏ－エチル－Ｏ－（２－イスフロポキシカルボニルフェニル）－Ｎ－イスフロピルチオホスホルアミド（別名イソフェンホス）	一パーセント未満	○・一パーセント未満
エチルエーテル	（略）	
Ｏ－エチル＝Ｓ・Ｓ－ジプロピル＝ホスホロジチオアート（別名エトプロホス）	○・一パーセント未満	○・一パーセント未満
エチル－セカンダリ－ベンチルケトン	（略）	
Ｎ－エチル－Ｎ－ニトロソ尿素	○・一パーセント未満	○・一パーセント未満
エチル－パラ－ニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト（別名ＥＰＮ）	（略）	

１－エチルピロリジン－２－オン	○・三パーセント未満	○・一パーセント未満
Ｏ－エチル－Ｓ－フェニル＝エチルホスホノチオロチオナート（別名ホノホス）	（略）	
５－エチル－５－フェニルバルビツル酸（別名フェノバルビタール）	○・一パーセント未満	○・一パーセント未満
Ｓ－エチル＝ヘキサヒドロ－１Ｈ－アゼピン－１－カルボチオアート（別名モリネート）	○・三パーセント未満	○・一パーセント未満
２－エチルヘキサン酸	（略）	
エチルベンゼン	（略）	
（３Ｓ・４Ｒ）－３－エチル－４－［２－メチル－１Ｈ－イミダゾール－５－イル］メチル］オキソラン－二－オン（別名ピロカルピン）	一パーセント未満	一パーセント未満
エチルメチルケトンペルオキシド	（略）	
Ｏ－エチル＝Ｓ－１－メチルプロピル＝（２－オキソ－３－チアゾリジニル）ホスホノチオアート（別名ホスチアゼート）　（新設）	○・三パーセント未満	○・一パーセント未満
Ｎ－エチルモルホリン	（略）	
（略）		
エチレングリコール	（略）	
エチレングリコールジエチルエーテル（別名１・２－ジエトキシエタン）　（新設）	○・三パーセント未満	○・一パーセント未満
エチレングリコールモノイソプロピルエーテル	（略）	
（略）		
エチレンジアミン	（略）	
Ｎ・Ｎ’－エチレンビス（ジチオカルバミン酸）マンガン（別名マンネブ）　（新設）	○・三パーセント未満	○・一パーセント未満
１・１’－エチレン－２・２’－ビピリジニウム＝ジブロミド（別名ジクアット）	（略）	
（略）		
エピクロロヒドリン	（略）	
エフェドリン　（新設）	○・三パーセント未満	○・一パーセント未満
１・２－エポキシ－３－イソプロポキシプロパン	（略）	
（略）		
塩化亜鉛	（略）	
塩化アクリロイル	一パーセント未満	一パーセント未満
塩化アリル	（略）	
（略）		
塩化ホスホリル	（略）	
塩基性フタル酸鉛　（新設）	○・一パーセント未満	○・一パーセント未満
塩素	（略）	
（略）		
４・４’－オキシビスベンゼンスルホニルヒドラジド	（略）	
１・１’－オキシビス（２・３・４・５・６－ペンタブロモベンゼン）（別名デカブロモジフェニルエーテル）	○・三パーセント未満	○・一パーセント未満

（新設）		
オキシビスホスホン酸四ナトリウム	（略）	
オキシラン－２－カルボキサミド　（新設）	○・一パーセント未満	○・一パーセント未満
オクタクロルテトラヒドロメタノフタラン　（新設）	一パーセント未満	○・一パーセント未満
オクタクロロナフタレン	（略）	
（略）		
２－オクタノール	（略）	
オクタブロモジフェニルエーテル　（新設）	○・三パーセント未満	○・一パーセント未満
オクタメチルピロホスホルアミド（別名シュラーダン）（新設）	一パーセント未満	一パーセント未満
オクタン	（略）	
オクチルアミン（別名モノオクチルアミン）　（新設）	一パーセント未満	一パーセント未満
オゾン	（略）	
（略）		
オルト－フタロジニトリル	（略）	
過酢酸　（新設）	一パーセント未満	一パーセント未満
過酸化水素	（略）	
（略）		
キシレン	（略）	
キノリン及びその塩酸塩　（新設）	○・一パーセント未満	○・一パーセント未満
銀及びその水溶性化合物	（略）	
（略）		
クレゾール	（略）	
クロム及びその化合物（クロム酸及びクロム酸塩並びに重クロム酸及び重クロム酸塩に限る。）　（新設）	○・一パーセント未満	○・一パーセント未満
クロム及びその化合物（クロム酸及びクロム酸塩並びに重クロム酸及び重クロム酸塩を除く。）	（略）	
（削る）　クロム酸及びクロム酸塩	○・一パーセント未満	○・一パーセント未満
クロロアセチル＝クロリド	（略）	
（略）		
クロロエタン（別名塩化エチル）	（略）	
２－クロロエタンスルホニル＝ クロリド　（新設）	一パーセント未満	一パーセント未満
２－クロロ－４－エチルアミノ－６－イソプロピルアミノ－１・３・５－トリアジン（別名アトラジン）	（略）	
Ｎ－（２－クロロエチル）－ Ｎ’－シクロヘキシル－Ｎ－ニトロソ尿　（新設）	○・一パーセント未満	○・一パーセント未満
Ｎ－（２－クロロエチル）－Ｎ－ニトロソ－ Ｎ’－[（２Ｒ・３Ｒ・４Ｓ・５Ｒ）－３・４・５・６－テトラヒドロキシ－１－オキソヘキサン－２－イル]尿素（新設）	○・一パーセント未満	○・一パーセント未満
Ｎ－（２－クロロエチル）－ Ｎ’－（４－メチルシクロヘキシル）－ Ｎ－ニトロソ尿素　（新設）	○・一パーセント未満	○・一パーセント未満
２－クロロ－Ｎ－（エトキシメチル）－Ｎ－（２－エチル－６－ メチルフェニル）アセトアミド　（新設）	○・一パーセント未満	○・一パーセント未満
４－クロロ－オルト－フェニレンジアミン	（略）	

クロロぎ酸エチル（別名クロロ炭酸エチル）　（新設）	一パーセント未満	一パーセント未満
３－クロロ－Ｎ－（３－クロロ－５－トリフルオロメチル－２－ピリジル）－アルファ・アルファ・アルファ－トリフルオロ－２・６－ジニトロ－パラ－トルイジン（別名フルアジナム）　（新設）	○・三パーセント未満	○・一パーセント未満
クロロ酢酸	（略）	
クロロジフルオロメタン（別名ＨＣＦＣ－２２）	（略）	
クロロ炭酸フェニルエステル　（新設）	一パーセント未満	一パーセント未満
２－クロロ－６－トリクロロメチルピリジン（別名ニトラピン）	（略）	
１－クロロ－４－（トリクロロメチル）ベンゼン　（新設）	○・一パーセント未満	○・一パーセント未満
クロロトリフルオロエタン（別名ＨＣＦＣ－１３３）（新設）	○・三パーセント未満	○・一パーセント未満
２－クロロ－１・１・２－トリフルオロエチルジフルオロメチルエーテル（別名エンフルラン）	（略）	
１－クロロ－１－ニトロプロパン	（略）	
２－クロロニトロベンゼン　（新設）	○・一パーセント未満	○・一パーセント未満
クロロピクリン	（略）	
３－（６－クロロピリジン－３－イルメチル）－１・３－チアゾリジン－２－イリデンシアナミド（別名チアクロプリド）　（新設）	○・三パーセント未満	○・一パーセント未満
４－［４－（４－クロロフェニル）－４－ヒドロキシピペリジン－１－イル］－１－（４－フルオロフェニル）ブタン－１－オン（別名ハロペリドール）（新設）	○・三パーセント未満	○・一パーセント未満
クロロフェノール	（略）	
（略）		
２－クロロ－１－プロパノール	（略）	
３－クロロ－１・２－プロパンジオール　（新設）	○・三パーセント未満	○・一パーセント未満
２－クロロプロピオン酸	（略）	
（略）		
Ｏ－３－クロロ－４－メチル－２－オキソ－２Ｈ－クロメン－７－イル＝Ｏ’Ｏ”－ジエチル＝ホスホロチオアート	（略）	
１－クロロ－２－メチル－１－ プロペン（別名１－クロロイソブチレン）　（新設）	一パーセント未満	○・一パーセント未満
クロロメチルメチルエーテル	（略）	
（略）		
コールタールナフサ	（略）	
コレカルシフェロール（別名ビタミンＤ３）　（新設）	○・三パーセント未満	○・一パーセント未満
酢酸	（略）	
（略）		
酢酸ペンチル（別名酢酸アミル）	（略）	
酢酸マンガン（Ⅱ）　（新設）	○・三パーセント未満	○・一パーセント未満
酢酸メチル	（略）	

サチライシン	（略）	
三塩化ほう素	○・三パーセント未満	○・一パーセント未満
三塩化りん	（略）	
（略）		
酸化メシチル	（略）	
（削る）　三酸化二アンチモン	○・一パーセント未満	○・一パーセント未満
三酸化二ほう素Ｄ	（略）	
三臭化ほう素	（略）	
三弗化アルミニウム	（略）	
三弗化塩素	（略）	
三弗化ほう素	（略）	
次亜塩素酸カルシウム	（略）	
Ｎ・Ｎ’－ジアセチルベンジジン	（略）	
ジアセトキシプロペン　（新設）	一パーセント未満	一パーセント未満
ジアセトンアルコール	（略）	
（略）		
シアン化ナトリウム	（略）	
（ＳＰ－４－２）－ジアンミンジクロリド白金（別名シスプラチン）　（新設）	○・一パーセント未満	○・一パーセント未満
ジイソブチルアミン　（新設）	一パーセント未満	一パーセント未満
ジイソブチルケトン	（略）	
２・３：４・５－ジ－Ｏ－イソプロピリデン－１－Ｏ－スルファモイル－ベータ－Ｄ－フルクトピラノース（新設）	○・三パーセント未満	○・一パーセント未満
ジイソプロピルアミン	（略）	
ジイソプロピル－Ｓ－（エチルスルフィニルメチル）－ジチオホスフェイト　（新設）	一パーセント未満	一パーセント未満
ジエタノールアミン	（略）	
Ｎ・Ｎ－ジエチル亜硝酸アミド　（新設）	○・一パーセント未満	○・一パーセント未満
２－（ジエチルアミノ）エタノール	（略）	
ジエチルアミン	（略）	
ジエチル－４－クロルフェニルメルカプトメチルジチオホスフェイト　（新設）	一パーセント未満	○・一パーセント未満
ジエチルケトン	（略）	
ジエチル－１－（２’・４’－ジクロルフェニル）－２－クロルビニルホスフェイト　（新設）	一パーセント未満	一パーセント未満
ジエチル－（１・３－ジチオシクロペンチリデン）－チオホスホルアミド　（新設）	一パーセント未満	一パーセント未満
ジエチルスチルベストロール（別名スチルベストロール）（新設）	○・一パーセント未満	○・一パーセント未満
ジエチル－パラ－ニトロフェニルチオホスフェイト（別名パラチオン）	（略）	
（略）		
Ｎ・Ｎ－ジエチルヒドロキシルアミン	（略）	

ジエチルホスホロクロリドチオネート　（新設）	一パーセント未満	一パーセント未満
ジエチレングリコールモノブチルエーテル	（略）	
ジエチレングリコールモノメチルエーテル（別名メチルカルビトール）　（新設）	○・三パーセント未満	○・一パーセント未満
ジエチレントリアミン	（略）	
（略）		
１・３－ジオキソラン	（略）	
２－（１・３－ジオキソラン－２－イル）－フェニル－Ｎ－メチルカルバメート　（新設）	○・三パーセント未満	○・一パーセント未満
シクロスポリン　（新設）	○・一パーセント未満	○・一パーセント未満
シクロヘキサノール	（略）	
（略）		
シクロヘキサン	（略）	
シクロヘキシミド　（新設）	○・三パーセント未満	○・一パーセント未満
シクロヘキシルアミン	（略）	
（略）		
シクロペンタン	（略）	
シクロホスファミド及びその一水和物　（新設）	○・一パーセント未満	○・一パーセント未満
２・４－ジクロルフェニル４’－ニトロフェニルエーテル（別名ＮＩＰ）　（新設）	○・三パーセント未満	○・一パーセント未満
ジクロロアセチレン	（略）	
ジクロロエタン	（略）	
４・４’－（２・２－ジクロロエタン－１・１－ジイル）ジ（クロロベンゼン）　（新設）	○・一パーセント未満	○・一パーセント未満
ジクロロエチルホルマール　（新設）	一パーセント未満	一パーセント未満
ジクロロエチレン	（略）	
４・４’－（２・２－ジクロロエテン－１・１－ジイル）ジ（クロロベンゼン）　（新設）	○・一パーセント未満	○・一パーセント未満
ジクロロ酢酸	（略）	
（略）		
１・１－ジクロロ－１－ニトロエタン	（略）	
１・４－ジクロロ－２－ニトロベンゼン　（新設）	○・一パーセント未満	○・一パーセント未満
２・４－ジクロロ－１－ニトロベンゼン　（新設）	○・一パーセント未満	○・一パーセント未満
２・２－ジクロロ－Ｎ－［２－ヒドロキシ－１－（ヒドロキシメチル）－２－（４－ニトロフェニル）エチル］アセトアミド（別名クロラムフェニコール）　（新設）	○・一パーセント未満	○・一パーセント未満
３－（３・４－ジクロロフェニル）－１・１－ジメチル尿素（別名ジウロン）	（略）	
（ＲＳ）－３－（３・５－ジクロロフェニル）－５－メチル－５－ビニル－１・３－オキサゾリジン－２・４－ジオン（別名ビンクロゾリン）　（新設）	○・三パーセント未満	○・一パーセント未満
３－（３・４－ジクロロフェニル）－１－メトキシ－１－メチル尿素（別名リニュロン）　（新設）	○・三パーセント未満	○・一パーセント未満
２・４－ジクロロフェノキシエチル硫酸ナトリウム	（略）	

２・４－ジクロロフェノキシ酢酸	（略）	
（ＲＳ）－２－（２・４－ジクロロフェノキシ）プロピオン酸（別名ジクロルプロップ）　（新設）	○・三パーセント未満	○・一パーセント未満
１・４－ジクロロ－２－ブテン	（略）	
（略）		
四酸化オスミウム	（略）	
ジシアノメタン（別名マロノニトリル）　（新設）	一パーセント未満	一パーセント未満
ジシアン	（略）	
（略）		
ジチオりん酸Ｏ・Ｏ－ジメチル－Ｓ－１・２－ビス（エトキシカルボニル）エチル（別名マラチオン）	（略）	
ジナトリウム＝４－アミノ－３－［４’－（２・４－ジアミノフェニルアゾ）－１・１’－ビフェニル－４－イルアゾ］－５－ヒドロキシ－６－フェニルアゾ－２・７－ナフタレンジスルホナート（別名ＣＩダイレクトブラック３８）　（新設）	○・一パーセント未満	○・一パーセント未満
ジナトリウム＝４－［（２・４－ジメチルフェニル）アゾ］－３－ヒドロキシ－２・７－ナフタレンジスルホナート（別名ポンソーMX）	（略）	
（略）		
２・４－ジニトロトルエン	（略）	
２・６－ジニトロトルエン　（新設）	○・一パーセント未満	○・一パーセント未満
２・４－ジニトロフェノール　（新設）	一パーセント未満	○・一パーセント未満
ジニトロベンゼン	（略）	
２・４－ジニトロ－６－（１－メチルプロピル）－フェノール　（新設）	一パーセント未満	○・一パーセント未満
２－（ジ－ノルマル－ブチルアミノ）エタノール	（略）	
ジ－ノルマル－プロピルケトン	（略）	
ジビニルスルホン（別名ビニルスルホン）　（新設）	一パーセント未満	一パーセント未満
ジビニルベンゼン	（略）	
２－ジフェニルアセチル－１・３－インダンジオン（新設）	一パーセント未満	一パーセント未満
ジフェニルアミン	（略）	
５・５－ジフェニル－２・４－イミダゾリジンジオン（新設）	○・一パーセント未満	○・一パーセント未満
ジフェニルエーテル	（略）	
ジプロピル－４－メチルチオフェニルホスフェイト（新設）	パーセント未満	一パーセント未満
１・２－ジブロモエタン（別名ＥＤＢ）	（略）	
（略）		
ジブロモジフルオロメタン	（略）	
ジベンゾ［ａ・ｊ］アクリジン	○・一パーセント未満	○・一パーセント未満
ジベンゾ［ａ・ｈ］アントラセン（別名１・２：５・６－ジベンゾアントラセン）	○・一パーセント未満	○・一パーセント未満

ジベンゾイルペルオキシド	（略）	
（略）		
［４－［［４－（ジメチルアミノ）フェニル］［４－［エチル（３－スルホベンジル）アミノ］フェニル］メチリデン］シクロヘキサン－２・５－ジエン－１－イリデン］（エチル）（３－スルホナトベンジル）アンモニウムナトリウム塩（別名ベンジルバイオレット４Ｂ）	（略）	
（４－［［４－（ジメチルアミノ）　フェニル］（フェニル）メチリデン］シクロヘキサ－２・５－ジエン－１－イリデン）（ジメチル）アンモニウム＝クロリド（別名マラカイトグリーン塩酸塩）　（新設）	○・一パーセント未満	○・一パーセント未満
ジメチルアミン	（略）	
Ｎ・Ｎ－ジメチルエチルアミン　（新設）	一パーセント未満	一パーセント未満
ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイト（別名メチルジメトン）	（略）	
（略）		
ジメチルカルバモイル＝クロリド	（略）	
３・７－ジメチルキサンチン（別名テオブロミン）　（新設）	○・三パーセント未満	○・一パーセント未満
ジメチル－２・２－ジクロロビニルホスフェイト（別名ＤＤＶＰ）	（略）	
ジメチルジスルフィド	（略）	
Ｎ・Ｎ－ジメチルチオカルバミン酸Ｓ－４－フェノキシブチル（別名フェノチオカルブ）　（新設）	○・三パーセント未満	
Ｏ・Ｏ－ジメチル－チオホスホリル＝クロリド　（新設）	一パーセント未満	一パーセント未満
ジメチル＝２・２・２－トリクロロ－１－ヒドロキシエチルホスホナート（別名ＤＥＰ）	（略）	
（略）		
ジメチルヒドラジン	（略）	
１・１’－ジメチル－４・４’－ビピリジニウム塩（１・１’－ジメチル－４・４’－ビピリジニウム＝ジクロリド（別名パラコート）　及び１・１’－ジメチル－４・４’－ビピリジニウム二メタンスルホン酸塩に限る。）（新設）	一パーセント未満	一パーセント未満
１・１’－ジメチル－４・４’－ビピリジニウム塩（１・１’－ジメチル－４・４’－ビピリジニウム＝ジクロリド（別名パラコート）　及び１・１’－ジメチル－４・４’－ビピリジニウム二メタンスルホン酸塩を除く。）（新設）	一パーセント未満	○・一パーセント未満
（削る）１・１’－ジメチル－４・４’－ビピリジニウム＝ジクロリド（別名パラコート）	一パーセント未満	一パーセント未満
（削る）１・１’－ジメチル－４・４’－ビピリジニウム二メタンスルホン酸塩	一パーセント未満	一パーセント未満
２－（４・６六－ジメチル－２－ピリミジニルアミノカルボニルアミノスルフォニル）安息香酸メチル（別名ス	（略）	

ルホメチュロンメチル)		
Ｎ・Ｎ－ジメチルホルムアミド	（略）	
（１Ｒ・３Ｒ）－２・２－ジメチル－３－（２－メチル－１－ プロペニル）シクロプロパンカルボン酸（５－フェニルメチル－３－フラニル）メチル　（新設）	○・三パーセント未満	○・一パーセント未満
１・２－ジメトキシエタン　（新設）	○・三パーセント未満	○・一パーセント未満
１－［（２・５－ジメトキシフェニル）アゾ］－２－ナフトール（別名シトラスレッドナンバー二）	（略）	
（略）		
臭化メチル	（略）	
（削る）重クロム酸及び重クロム酸塩	○・一パーセント未満	○・一パーセント未満
しゆう酸	（略）	
十三酸化八ほう素二ナトリウム四水和物　（新設）	○・三パーセント未満	○・一パーセント未満
臭素	（略）	
（略）		
硝酸ノルマル－プロピル	（略）	
硝酸リチウム　（新設）	○・三パーセント未満	○・一パーセント未満
しよう脳	（略）	
（略）		
ジルコニウム化合物	（略）	
人造鉱物繊維（リフラクトリーセラミックファイバーに限る。）　（新設）	一パーセント未満	○・一パーセント未満
人造鉱物繊維（リフラクトリーセラミックファイバーを除く。）	（略）	
（略）		
セスキ炭酸ナトリウム	（略）	
Ｌ－セリル－Ｌ－バリル－Ｌ－ セリル－Ｌ－グルタミル－Ｌ－ イソロイシル－Ｌ－グルタミニル－Ｌ－ロイシル－Ｌ－メチオニル－Ｌ－ヒスチジル－Ｌ－アスパラギニル－Ｌ－ロイシルグリシル－Ｌ－リシル－Ｌ－ヒスチジル－Ｌ－ロイシル－Ｌ－アスパラギニル－Ｌ－セリル－ Ｌ－メチオニル－Ｌ－グルタミル－Ｌ－アルギニル－Ｌ－バリル－Ｌ－グルタミル－Ｌ－トリプトフィル－Ｌ－ロイシル－ Ｌ－アルギニル－Ｌ－リシル－ Ｌ－リシル－Ｌ－ロイシル－ Ｌ－グルタミニル－Ｌ－アスパルチル－Ｌ－バリル－Ｌ－ヒスチジル－Ｌ－アスパラギニル－ Ｌ－フェニルアラニン（別名テリパラチド）（新設）	○・一パーセント未満	○・一パーセント未満
セレン及びその化合物	（略）	
ダイオキシン類（２・３・７・８－テトラクロロジベンゾ－１・４－ジオキシンに限る。）　（新設）	○・一パーセント未満	○・一パーセント未満
ダイオキシン類（令別表第三第一号３に掲げる物に該当するもの及び２・３・７・８－テトラクロロジベンゾ－１・４－ジオキシンを除く。）　（新設）	○・三パーセント未満	○・一パーセント未満
２－ターシャリ－ブチルイミノ－３－イソプロピル－５	（略）	

‐フェニルテトラヒドロ‐４Ｈ‐１・３・５‐チアジアジン‐４‐オン（別名ブプロフェジン）		
３‐（４‐ターシャリ‐ブチルフェニル）‐２‐メチルプロパナール　（新設）	○・三パーセント未満	○・一パーセント未満
タリウム及びその水溶性化合物	（略）	
（略）		
タングステン及びその水溶性化合物	（略）	
炭酸リチウム　（新設）	○・三パーセント未満	○・一パーセント未満
タンタル及びその酸化物	（略）	
２‐（１・３‐チアゾール‐　４‐イル）‐１Ｈ‐ベンゾイミダゾール　（新設）	○・三パーセント未満	○・一パーセント未満
２‐チオキソ‐３・５‐ジメチルテトラヒドロ‐２Ｈ‐１・３・５‐チアジアジン（別名ダゾメット）　（新設）	○・三パーセント未満	○・一パーセント未満
チオジ（パラ‐フェニレン）‐ジオキシ‐ビス（チオホスホン酸）Ｏ・Ｏ・Ｏ’・Ｏ″‐テトラメチル（別名テメホス）	（略）	
（略）		
チオりん酸Ｏ・Ｏ‐ジエチル‐Ｏ‐（３・５・６‐トリクロロ‐２‐ピリジル）（別名クロルピリホス）	（略）	
チオりん酸Ｏ・Ｏ‐ジエチル‐　Ｏ‐（２‐ピラジニル）（別名チオナジン）　（新設）	一パーセント未満	一パーセント未満
チオりん酸Ｏ・Ｏ‐ジエチル‐Ｏ‐［４‐（メチルスルフィニル）フェニル］（別名フェンスルホチオン）	（略）	
（略）		
デカボラン	（略）	
デキストラン鉄　（新設）	○・一パーセント未満	○・一パーセント未満
鉄水溶性塩	（略）	
（略）		
テトラクロロジフルオロエタン（別名ＣＦＣ‐１１２）	（略）	
（削る）　２・３・７・８‐テトラクロロジベンゾ‐１・４‐ジオキシン	○・一パーセント未満	○・一パーセント未満
テトラクロロナフタレン	（略）	
１・２・３・４‐テトラクロロベンゼン　（新設）	○・三パーセント未満	○・一パーセント未満
テトラナトリウム＝３・３’‐［（３・３’　‐　ジメチル‐４・４’‐ビフェニリレン）ビス（アゾ）］ビス［５‐アミノ‐４‐ヒドロキシ‐２・７‐ナフタレンジスルホナート］（別名トリパンブルー）	（略）	
（略）		
テトラフルオロエチレン	（略）	
２・３・５・６‐テトラフルオロ‐４‐　メチルベンジル＝（Ｚ）‐３‐（２‐クロロ‐３・３・３‐トリフルオロ‐１‐プロペニル）‐２・２‐ジメチルシクロプロパンカルボキシラート（別名テフルトリン）（新設）	一パーセント未満	一パーセント未満
１・１・２・２‐テトラブロモエタン	（略）	
（略）		

テトラメチルチウラムジスルフィド（別名チウラム）	（略）	
テトラメチル尿素　（新設）	○・三パーセント未満	○・一パーセント未満
テトラメトキシシラン	（略）	
（略）		
灯油	（略）	
（１’Ｓ－トランス）－７－クロロ－２’・４・６－トリメトキシ－６’－メチルスピロ［ベンゾフラン－２（３Ｈ）・１’－シクロヘキサ－２’－エン］－３・４’－ジオン（別名グリセオフルビン）　（新設）	６	○・一パーセント未満
トリウム＝ビス（エタンジオアート）　（新設）	○・一パーセント未満	○・一パーセント未満
トリエタノールアミン	（略）	
トリエチルアミン	（略）	
トリエチレンチオホスホルアミド（別名チオテパ）（新設）	○・一パーセント未満	○・一パーセント未満
トリクロロアセトアルデヒド（別名クロラール）（新設）	○・一パーセント未満	○・一パーセント未満
トリクロロエタン	（略）	
２・２・２－トリクロロ－１・１－エタンジオール（別名抱水クロラール）　（新設）	○・一パーセント未満	○・一パーセント未満
トリクロロエチレン	（略）	
（略）		
１・１・１－トリクロロ－２・２－ビス（４－メトキシフェニル）エタン（別名メトキシクロル）	（略）	
トリクロロ（フェニル）シラン　（新設）	一パーセント未満	一パーセント未満
２・４・５－トリクロロフェノキシ酢酸	（略）	
トリニトロトルエン	（略）	
トリニトロレゾルシン鉛　（新設）	○・一パーセント未満	○・一パーセント未満
トリフェニルアミン	（略）	
トリブチルアミン　（新設）	一パーセント未満	一パーセント未満
２－トリメチルアセチル－１・３－インダンジオン	（略）	
２・４・６－トリメチルアニリン（別名メシジン）　（新設）	一パーセント未満	一パーセント未満
トリメチルアミン	（略）	
１・３・７－トリメチルキサンチン（別名カフェイン）（新設）	○・三パーセント未満	○・一パーセント未満
トリメチルベンゼン	（略）	
１・１・１－トリメチロールプロパントリアクリル酸エステル　（新設）	○・三パーセント未満	○・一パーセント未満
５－［（３・４・５－トリメトキシフェニル）メチル］ピリミジン－２・４－ジアミン　（新設）	○・三パーセント未満	○・一パーセント未満
トリレンジイソシアネート	（略）	
（略）		
トルエン	（略）	
ナトリウム＝２－プロピルペンタノアート　（新設）	○・三パーセント未満	○・一パーセント未満

ナフタレン	（略）	
ナフタレン－１・４－ジオン　（新設）	一パーセント未満	一パーセント未満
一－ナフチルチオ尿素	（略）	
（略）		
ニコチン	（略）	
二酢酸ジオキシドウラン（Ⅵ）及びその二水和物　（新設）	○・一パーセント未満	○・一パーセント未満
二酸化硫黄	（略）	
（略）		
二酸化窒素	（略）	
二硝酸ジオキシドウラン（Ⅵ）六水和物　（新設）	○・一パーセント未満	○・一パーセント未満
二硝酸プロピレン	（略）	
（略）		
ニトログリセリン	（略）	
６－ニトロクリセン　（新設）	○・一パーセント未満	○・一パーセント未満
ニトロセルローズ	（略）	
Ｎ－ニトロソフェニルヒドロキシルアミンアンモニウム塩　（新設）	○・一パーセント未満	○・一パーセント未満
Ｎ－ニトロソモルホリン	（略）	
ニトロトルエン	（略）	
１－ニトロピレン　（新設）	○・一パーセント未満	○・一パーセント未満
１－（４－ニトロフェニル）－３－（３－ピリジルメチル）ウレア　（新設）	一パーセント未満	一パーセント未満
ニトロプロパン	（略）	
（略）		
ニトロメタン	（略）	
二ナトリウム＝エタン－１・２－ジイルジカルバモジチオアート　（新設）	○・三パーセント未満	○・一パーセント未満
乳酸ノルマル－ブチル	（略）	
（略）		
Ｎ－［１－（Ｎ－ノルマル－ブチルカルバモイル）－１Ｈ－２－ベンゾイミダゾリル］カルバミン酸メチル（別名ベノミル）	（略）	
発煙硫酸　（新設）	○・一パーセント未満	○・一パーセント未満
白金及びその水溶性塩	（略）	
（略）		
パラ－アニシジン	（略）	
パラ－エトキシアセトアニリド（別名フェナセチン）（新設）	○・一パーセント未満	○・一パーセント未満
パラ－クロロアニリン	（略）	
パラ－クロロ－アルファ・アルファ・アルファ－トリフルオロトルエン　（新設）	○・一パーセント未満	○・一パーセント未満
パラ－クロロトルエン	○・三パーセント未満	○・一パーセント未満
パラ－ジクロロベンゼン	（略）	

パラ－ジメチルアミノアゾベンゼン	（略）	
パラ－ターシャリ－ブチル安息香酸　（新設）	○・三パーセント未満	○・一パーセント未満
パラ－ターシャリ－ブチルトルエン	（略）	
パラ－ニトロアニリン	（略）	
パラ－ニトロ安息香酸　（新設）	○・三パーセント未満	○・一パーセント未満
パラ－ニトロクロロベンゼン	（略）	
（略）		
パラ－ベンゾキノン	（略）	
パラ－メトキシニトロベンゼン　（新設）	○・一パーセント未満	○・一パーセント未満
パラ－メトキシフェノール	（略）	
バリウム及びその水溶性化合物	（略）	
２・２’－ビオキシラン　（新設）	○・一パーセント未満	○・一パーセント未満
ピクリン酸	（略）	
（略）		
１・３－ビス［（２・３－エポキシプロピル）オキシ］ベンゼン	（略）	
４－［４－［ビス（２－クロロエチル）アミノ］フェニル］ブタン酸　（新設）	○・一パーセント未満	○・一パーセント未満
ビス（２－クロロエチル）エーテル	（略）	
ビス（２－クロロエチル）スルフィド（別名マスタードガス）	（略）	
Ｎ・Ｎ－ビス（２－クロロエチル）－２－ナフチルアミン　（新設）	○・一パーセント未満	○・一パーセント未満
Ｎ・Ｎ’－ビス（２－クロロエチル）－Ｎ－ニトロソ尿素（新設）	○・一パーセント未満	○・一パーセント未満
ビス（２－クロロエチル）メチルアミン（別名ＨＮ２）（新設）	○・一パーセント未満	○・一パーセント未満
Ｎ・Ｎ－ビス（２－クロロエチル）メチルアミン－Ｎ－オキシド	（略）	
ビス（３・４－ジクロロフェニル）ジアゼン　（新設）	○・一パーセント未満	○・一パーセント未満
ビス（ジチオりん酸）Ｓ・Ｓ’－メチレン－Ｏ・Ｏ・Ｏ’・Ｏ”－テトラエチル（別名エチオン）	（略）	
ビス（２－ジメチルアミノエチル）エーテル	（略）	
２・２－ビス（４’－ハイドロキシ－３’・３’－ジブロモフェニル）プロパン　（新設）	○・一パーセント未満	○・一パーセント未満
５・８－ビス［２－（２－ヒドロキシエチルアミノ）エチルアミノ］－１・４－アントラキノンジオール＝二塩酸塩（新設）	○・三パーセント未満	○・一パーセント未満
１・３－ビス［（２・３－エポキシプロピル）オキシ］ベンゼン	（略）	
４－［４－［ビス（二－クロロエチル）アミノ］フェニル］ブタン酸　（新設）	○・一パーセント未満	○・一パーセント未満
３・３－ビス（４－ヒドロキシフェニル）－１・３－ジヒドロイソベンゾフラン－１－オン（別名フェノールフタレイン）　（新設）	○・三パーセント未満	○・一パーセント未満

Ｓ・Ｓ－ビス（１－メチルプロピル）＝Ｏ－エチル＝ホスホロジチオアート（別名カズサホス）　（新設）	一パーセント未満	○・一パーセント未満
砒素及びその化合物	（略）	
ヒドラジン及びその一水和物	（略）	
（削る）ヒドラジン一水和物	一パーセント未満	○・一パーセント未満
ヒドラジンチオカルボヒドラジド　（新設）	一パーセント未満	一パーセント未満
２－ヒドロキシアセトニトリル　（新設）	一パーセント未満	一パーセント未満
３－ヒドロキシ－１・３・５（10）－エストラトリエン－17－オン（別名エストロン）　（新設）	○・一パーセント未満	○・一パーセント未満
８－ヒドロキシキノリン（別名８－キノリノール）　（新設）	○・三パーセント未満	○・一パーセント未満
（５Ｓ・５ａＲ・８ａＲ・９Ｒ）－９－（４－ヒドロキシ－３・５－ジメトキシフェニル）－８－オキソ－５・５ａ・６・８・８ａ・９－ヘキサヒドロフロ［３’・４’：６・７］ナフト［２・３－ｄ］［１・３］ジオキソール－５－イル＝４・６－Ｏ－［（Ｒ）－エチリデン］－ベータ－Ｄ－グルコピラノシド（別名エトポシド）　（新設）	○・一パーセント未満	○・一パーセント未満
（５Ｓ・５ａＲ・８ａＲ・９Ｒ）－９－（４－ヒドロキシ－３・５－ジメトキシフェニル）－８－オキソ－５・５ａ・６・８・８ａ・９－ヘキサヒドト［２・３－ｄ］［１・３］ジオキソール－５－イル＝４・６－Ｏ－［（Ｒ）－２－チエニルメチリデン］－ベータ－Ｄ－グルコピラノシド（別名テニポシド）　（新設）	○・一パーセント未満	○・一パーセント未満
Ｎ－（ヒドロキシメチル）アクリルアミド　（新設）	○・三パーセント未満	○・一パーセント未満
ヒドロキノン	（略）	
（略）		
ビニルトルエン	（略）	
４－ビニルピリジン　（新設）	一パーセント未満	○・一パーセント未満
Ｎ－ビニル－２－ピロリドン	（略）	
（略）		
ピレトラム	（略）	
フィゾスチグミン（別名エセリン）　（新設）	一パーセント未満	一パーセント未満
フェニルアセトニトリル（別名シアン化ベンジル）　（新設）	一パーセント未満	一パーセント未満
フェニルイソシアネート	（略）	
フェニルオキシラン	（略）	
２－（フェニルパラクロルフェニルアセチル）－１・３－インダンジオン　（新設）	○・三パーセント未満	○・一パーセント未満
フェニルヒドラジン	（略）	
（略）		
ブタノール	（略）	

フタル酸ジイソブチル　（新設）	○・三パーセント未満	○・一パーセント未満
フタル酸ジエチル　（新設）	（略）	
フタル酸ジシクロヘキシル　（新設）	○・三パーセント未満	○・一パーセント未満
フタル酸ジ‐ノルマル‐ブチル	（略）	
フタル酸ジヘキシル　（新設）	○・三パーセント未満	○・一パーセント未満
フタル酸ジペンチル　（新設）	○・三パーセント未満	○・一パーセント未満
フタル酸ジメチル	（略）	
フタル酸ノルマル‐ブチル＝ベンジル　（新設）	○・三パーセント未満	○・一パーセント未満
フタル酸ビス（二‐エチルヘキシル）（別名ＤＥＨＰ）	（略）	
ブタン	（略）	
ブタン‐１・４‐ジイル＝ジメタンスルホナート（新設）	○・一パーセント未満	○・一パーセント未満
２・３‐ブタンジオン（別名ジアセチル）	（略）	
１‐ブタンチオール	（略）	
ブチルイソシアネート　（新設）	一パーセント未満	○・一パーセント未満
ブチルリチウム　（新設）	○・三パーセント未満	○・一パーセント未満
弗化カルボニル	（略）	
弗化ビニリデン	（略）	
弗化ビニル	（略）	
弗素及びその水溶性無機化合物	（略	
弗素エデン閃せん石　（新設）	○・一パーセント未満	○・一パーセント未満
２‐ブテナール	（略）	
ブテン	（略）	
５‐フルオロウラシル　（新設）	○・三パーセント未満	○・一パーセント未満
フルオロ酢酸ナトリウム	（略）	
（略）		
１・３‐プロパンスルトン	（略）	
プロパンニトリル（別名プロピオノニトリル）　（新設）	○・三パーセント未満	○・一パーセント未満
プロピオンアルデヒド	（略）	
（略）		
プロピルアルコール	（略）	
２‐プロピル吉草酸　（新設）	○・三パーセント未満	○・一パーセント未満
プロピレンイミン	（略）	
プロピレングリコールモノメチルエーテル	（略）	
Ｎ・Ｎ’‐プロピレンビス（ジチオカルバミン酸）と亜鉛の重合物（別名プロピネブ）　（新設）	○・一パーセント未満	○・一パーセント未満
２‐プロピン‐１‐オール	（略）	

プロペン	（略）	
ブロムアセトン　（新設）	一パーセント未満	一パーセント未満
ブロモエチレン	（略）	
（略）		
ブロモクロロメタン	（略）	
ブロモジクロロ酢酸　（新設）	○・一パーセント未満	○・一パーセント未満
ブロモジクロロメタン	（略）	
（略）		
ヘキサフルオロプロペン	（略）	
ヘキサブロモシクロドデカン	○・三パーセント未満	○・一パーセント未満
ヘキサメチルパラローズアニリンクロリド（別名クリスタルバイオレット）　（新設）	○・一パーセント未満	○・一パーセント未満
ヘキサメチルホスホリックトリアミド	（略）	
（略）		
ベータ－プロピオラクトン	（略）	
１・４・５・６・７・８・８－ヘプタクロロ－２・３－エポキシ－３ａ・４・７・７ａ－テトラヒドロ－４・７－メタノ－１Ｈ－インデン（別名ヘプタクロルエポキシド）　（新設）	（略）	
１・４・５・６・７・８・８－ヘプタクロロ－３ａ・４・７・７ａ－テトラヒドロ－４・７－メタノ－１Ｈ－インデン（別名ヘプタクロル）	（略）	
（略）		
ペルフルオロオクタン酸	（略）	
ペルフルオロオクタン酸アンモニウム塩	（略）	
ペルフルオロ（オクタン－１－スルホン酸）（別名ＰＦＯＳ）　（新設）	○・三パーセント未満	○・一パーセント未満
ペルフルオロノナン酸　（新設）	○・三パーセント未満	○・一パーセント未満
ベンジルアルコール	（略）	
（略）		
ベンゾ［ｅ］フルオラセン	（略）	
ペンタカルボニル鉄　（新設）	一パーセント未満	一パーセント未満
ペンタクロロナフタレン	（略）	
（略）		
ペンタン	（略）	
ほう酸アンモニウム	○・三パーセント未満	○・一パーセント未満
ほう酸	（略）	
（略）		
ホスゲン	（略）	
ポリ［グアニジン－Ｎ・Ｎ’－ジイルヘキサン－１・６－ジイルイミノ（イミノメチレン）］塩酸塩　（新設）	一パーセント未満	○・一パーセント未満

ポルトランドセメント	（略）	
（略）		
メタクリル酸	（略）	
メタクリル酸２－イソシアナエチル　（新設）	一パーセント未満	一パーセント未満
メタクリル酸２・３－エポキシ	（略）	
プロピル　（新設）	○・一パーセント未満	○・一パーセント未満
メタクリル酸クロリド　（新設）	一パーセント未満	一パーセント未満
メタクリル酸２－（ジエチルアミノ）エチル　（新設）	○・三パーセント未満	○・一パーセント未満
メタクリル酸メチル	（略）	
（略）		
メタノール	（略）	
メタバナジン酸アンモニウム　（新設）	○・一パーセント未満	○・一パーセント未満
メタンスルホニル＝クロリド　（新設）	一パーセント未満	一パーセント未満
メタンスルホニル＝フルオリド　（新設）	一パーセント未満	一パーセント未満
メタンスルホン酸エチル　（新設）	（略）	
（略）		
メチルアミン	（略）	
メチル＝イソチオシアネート　（新設）	一パーセント未満	一パーセント未満
メチルイソブチルケトン	（略）	
メチルイソプロペニルケトン　（新設）	一パーセント未満	一パーセント未満
メチルエチルケトン	（略）	
（略）		
Ｎ－メチルカルバミン酸２－セカンダリ－ブチルフェニル（別名フェノブカルブ）	（略）	
メチル＝カルボノクロリダート　（新設）	一パーセント未満	一パーセント未満
メチル＝３－クロロ－５－（４・６－ジメトキシ－２－リミジニルカルバモイルスルファモイル）－１－メチルピラゾール－４－カルボキシラート（別名ハロスルフロンメチル）　（新設）	○・三パーセント未満	○・一パーセント未満
メチルシクロヘキサノール	（略）	
（略）		
２－メチルシクロペンタジエニルトリカルボニルマンガン	（略）	
Ｎ－メチルジチオカルバミン酸（別名カーバム）　（新設）	○・三パーセント未満	○・一パーセント未満
２－メチル－４・６－ジニトロフェノール	（略）	
２－メチル－３・５－ジニトロベンズアミド（別名ジニトルミド）	（略）	

メチル－Ｎ’・Ｎ’－ジメチル－Ｎ－［（メチルカルバモイル）オキシ］－１－チオオキサムイミデート（別名オキサミル）　（新設）	一パーセント未満	○・一パーセント未満
メチル－ターシャリ－ブチルエーテル（別名ＭＴＢＥ）	（略）	
（略）		
Ｎ－メチル－Ｎ－ニトロソカルバミン酸エチル	（略）	
Ｎ－メチル－Ｎ－ニトロソ尿　（新設）	○・一パーセント未満	○・一パーセント未満
Ｎ－メチル－Ｎ’－ニトロ－Ｎ－ニトロソグアニジン（新設）	○・一パーセント未満	○・一パーセント未満
メチル－ノルマル－ブチルケトン	（略）	
（略）		
メチルビニルケトン	（略）	
３－（１－メチル－２－ピロリジニル）ピリジン硫酸塩（別名ニコチン硫酸塩）　（新設）	一パーセント未満	○・一パーセント未満
Ｎ－メチル－２－ピロリドン	（略）	
１－［（２－メチルフェニル）アゾ］－２－ナフトール（別名オイルオレンジＳＳ）	（略）	
３－メチル－１－（プロパン－２－イル）－１Ｈ－ピラゾール－５－イル＝ジメチルカルバマート　（新設）	一パーセント未満	一パーセント未満
メチルプロピルケトン	（略）	
メチル－（４－ブロム－２・５－ジクロルフェニル）－チオノベンゼンホスホネイト　（新設）	○・三パーセント未満	○・一パーセント未満
５－メチル－２－ヘキサノン	（略）	
メチル＝ベンゾイミダゾール－２－イルカルバマート（別名カルベンダジム）　（新設）	○・一パーセント未満	○・一パーセント未満
４－メチル－２－ペンタノール	（略）	
２－メチル－２・４－ペンタンジオール	（略）	
メチルホスホン酸ジクロリド　（新設）	一パーセント未満	一パーセント未満
メチルホスホン酸ジメチル　（新設）	○・一パーセント未満	○・一パーセント未満
Ｎ－メチルホルムアミド　（新設）	○・三パーセント未満	○・一パーセント未満
２－メチル－Ｎ－［３－（１－メチルエトキシ）フェニル］ベンズアミド（別名メプロニル）	（略）	
Ｓ－メチル－Ｎ－（メチルカルバモイルオキシ）チオアセチミデート（別名メソミル）	（略）	
２－メチル－１－［４－（メチルチオ）フェニル］－２－モルホリノ－１－プロパノン　（新設）	○・三パーセント未満	○・一パーセント未満
７－メチル－３－メチレン－１・６－オクタジエン（新設）	○・三パーセント未満	○・一パーセント未満
メチルメルカプタン	（略）	
（略）		
メチレンビス（４・１－シクロヘキシレン）＝ジイソシ	（略）	

アネート		
４・４’－メチレンビス（Ｎ・Ｎ－ジメチルアニリン）（新設）	○・一パーセント未満	○・一パーセント未満
メチレンビスチオシアネート　（新設）	一パーセント未満	○・一パーセント未満
メチレンビス（４・１－フェニレン）＝ジイソシアネート（別名ＭＤＩ）	（略）	
４・４’－メチレンビス（２－メチルシクロヘキサンアミン）　（新設）	一パーセント未満	一パーセント未満
メトキシ酢酸　（新設）	○・三パーセント未満	○・一パーセント未満
４－メトキシ－７Ｈ－フロ［３・２－ｇ］［１］ベンゾピラン－７－オン　（新設）	○・一パーセント未満	○・一パーセント未満
９－メトキシ－７Ｈ－フロ［３・２－ｇ］［１］ベンゾピラン－７－オン　（新設）	○・一パーセント未満	○・一パーセント未満
４－メトキシベンゼン－１・３－ジアミン硫酸塩　（新設）	○・一パーセント未満	○・一パーセント未満
２－メトキシ－５－メチルアニリン	（略）	
（略）		
メルカプト酢酸	（略）	
６－メルカプトプリン　（新設）	○・一パーセント未満	○・一パーセント未満
２－メルカプトベンゾチアゾール　（新設）	○・一パーセント未満	○・一パーセント未満
モノフルオール酢酸　（新設）	一パーセント未満	一パーセント未満
モノフルオール酢酸アミド　（新設）	一パーセント未満	○・一パーセント未満
モノフルオール酢酸パラブロムアニリド　（新設）	一パーセント未満	一パーセント未満
モリブデン及びその化合物	（略）	
（略）		
ヨードホルム	（略）	
四ナトリウム＝６・６’－［（３・３’－ジメトキシ［１・１’－ビフェニル］－４・４’－ジイル）ビス（ジアゼニル）］ビス（４－アミノ－５－ヒドロキシナフタレン－１・３－ジスルホナート）　（新設）	○・一パーセント未満	○・一パーセント未満
四ナトリウム＝６・６’－［（［１・１’－ビフェニル］－４・４’－ジイル）ビス（ジアゼニル）］ビス（４－アミノ－５－ヒドロキシナフタレン－２・７－ジスルホナート）（新設）	○・一パーセント未満	○・一パーセント未満
ラクトニトリル（別名アセトアルデヒドシアンヒドリン）（新設）	一パーセント未満	一パーセント未満
ラサロシド　（新設）	○・三パーセント未満	○・一パーセント未満
リチウム＝ビス（トリフルオロメタンスルホン）イミド（新設）	○・三パーセント未満	○・一パーセント未満
硫化カリウム　（新設）	一パーセント未満	一パーセント未満
（削る）　リフラクトリーセラミックファイバー	一パーセント未満	○・一パーセント未満
硫化カルボニル	（略）	
（略）		

りん酸ジメチル＝１‐メトキシカルボニル‐１‐プロペン‐二‐イル（別名メビンホス）	（略）	
（削る）りん酸トリ（オルト‐トリル）	一パーセント未満	一パーセント未満
りん酸トリス（２‐クロロエチル）	○・三パーセント未満	○・一パーセント未満
りん酸トリス（２・３‐ジブロモプロピル）	（略）	
りん酸トリス（ジメチルフェニル）	○・三パーセント未満	○・一パーセント未満
りん酸トリトリル（りん酸トリ（オルト‐トリル）に限る。）	一パーセント未満	一パーセント未満
りん酸トリトリル（りん酸トリ（オルト‐トリル）を除く。）	○・三パーセント未満	○・一パーセント未満
りん酸トリ‐ノルマル‐ブチル	（略）	
りん酸トリフェニル	（略）	
りん酸トリメチル	○・一パーセント未満	○・一パーセント未満
レソルシノール	（略）	
りん酸ジメチル＝１‐メトキシカルボニル‐１‐プロペン‐２‐イル（別名メビンホス）	（略）	
（削る）りん酸トリ（オルト‐トリル）	一パーセント未満	一パーセント未満
りん酸トリス（２‐クロロエチル）	○・三パーセント未満	○・一パーセント未満
りん酸トリス（２・３‐ジブロモプロピル）	（略）	
りん酸トリス（ジメチルフェニル）	○・三パーセント未満	○・一パーセント未満
りん酸トリトリル（りん酸トリ（オルト‐トリル）に限る。）	一パーセント未満	一パーセント未満
りん酸トリトリル（りん酸トリ（オルト‐トリル）を除く。）	○・三パーセント未満	○・一パーセント未満
りん酸トリ‐ノルマル‐ブチル	（略）	
（略）		

（特定化学物質障害予防規則の一部改正）

第三条　特定化学物質障害予防規則（昭和四十七年労働省令第三十九号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
（腐食防止措置） **第十三条**　事業者は、特定化学設備（令第十五条第一項第十号の特定化学設備をいう。以下同じ。）（特定化学設備のバルブ又はコックを除く。）のうち特定第二類物質又は第三類物質（以下この章において「第三類物質等」という。）が接触する部分については、著しい腐食による当該物質の漏えいを防止するため、当該物質の種類、温度、濃度等に応じ、腐食しにくい材料で造り、内張りを施す等の措置を講じなければならない。	（腐食防止措置） **第十三条**　事業者は、特定化学設備（令第九条の三第二号の特定化学設備をいう。以下同じ。）（特定化学設備のバルブ又はコックを除く。）のうち特定第二類物質又は第三類物質（以下この章において「第三類物質等」という。）が接触する部分については、著しい腐食による当該物質の漏えいを防止するため、当該物質の種類、温度、濃度等に応じ、腐食しにくい材料で造り、内張りを施す等の措置を講じなければならない。

附　則

この省令は、労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（令和四年政令第五十一号）の施行の日（令和五年四月一日）から施行する。ただし、第二条の規定は、同令中別表第九の改正規定の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。

********** 以上 **********